



学校体育研究同志会山梨支部ニュース

【7月号】 2007.7.30

支部長 橋爪 隆 055-233-5711

事務局長 一瀬栄政 055-272-5766

編集局 植松和浩 0551-36-5030

「エイサー」実技 学習会のお知らせ

日 時 2007年8月10日(金)午前9:00～

場 所 甲府市立大里小学校

講 師 鈴木富恵(大里小) 橋爪幸美

参加費 500円

《実技内容》「仲順流れ」の実技と指導法

「七月エイサー」の実技と指導法

民舞の実技教室を開きます。今年度は、沖縄の踊り「エイサー」の実技教室です。

運動会で「エイサー」を実践する学校も増えてきました。今回は、踊りを身につけることはもちろん、子どもたちに指導する時のポイントなどがわかりやすく学べます。

* どなたでも参加できます。お気軽にご参加ください。

* 運動できる服装をご用意ください。パーランクーをお持ちの方は、持参してください。

《問い合わせ先》 学校体育研究同志会山梨支部研究部 鈴木富恵TEL 055-235-2514

学校体育研究同志会山梨支部事務局 一瀬栄政TEL 055-272-5766

《参加申込み先》

下記の表に記入の上、FAXでお申し込みください。又は上記問い合わせ先まで直接。

FAX: 055-235-2514

学校体育研究同志会山梨支部研究部 鈴木富恵

| | |
|--------|-----|
| 氏 名 | |
| 勤務先 | |
| 連絡先 | |
| パーランクー | 有 無 |

「憲法改悪を考える」～日本国はどこへ行く～大日本帝国？

日本国憲法は1946年11月3日に制定され翌47年5月3日に施行され、60年を経過している。(以下「改悪憲法」と区別する意味で「平和憲法」と記述する)

荒木 豊

はじめに

平和憲法は第99条まであり、第11章補則の4条を含めると第103条まで設定されている。憲法は重要な内容である**国家の基本的最高法規**である。故に私の能力からして逐条的批判やコメントを加えるスペースも無いので、最初に結論的に問題点を明らかにしておきたい。

平和憲法は教育基本法と密接にタイアップしてその実現を図ろうとしているが、改悪憲法は、人間の生きる権利としての「**人権**」をすべて抹殺し、国民を国家権力のもとに従属させようとしている点で大きな問題点がある。**人権の否定**が何をもたらすかは・・・過去の歴史を振り返ってみれば、誰でも気がつくことである。それはいかなる国家を目指して建設しようとしているか？明白であろう。(改悪教育基本法で既に具体化されている)

先月号の「風林火山」に寄稿した「教育基本法を考える」と合わせて熟読して、日本国がどこへ向かって突き進もうとしているか？そのために、具体的な教育政策をどのように改悪し、それに続いて平和憲法をどのように改悪したいのか、日本をどこへ誘導しようとしているか？具体的な事実を照らして、真剣にしかも早急な対策を、今直ちにできる行動に取り組んで欲しい。本当に今はや一刻の猶予も許されない事態にきている事を認識しましょう。まさに今の日本の社会状況は「明日では遅過ぎる」と言う緊迫した状況にある。

基本的人権

平和憲法に規定されている「**基本的人権**」＝人間が生まれながらにしてもっている基本の権利。例えば思想、良心、信教の自由、職業選択の自由、結社、言論・出版の自由などである。＝人が人である限り、国家や法律によって与えられる権利ではなく、生まれながらに誰もがもっている権利。単に「**人権とか基本権**」とも言う。

人権思想の根底には、個々の人間の存在や幸福が、国家や社会の最高の価値であるという「人間の尊厳の思想」が根底にある。**フランス革命における人権宣言**は基本的人権の主要なものを掲げ、それらは国家の権力によって侵してはならず、むしろ国民の人権を保障するのが、国家の任務であると宣言した。

この考え方がその後の近代憲法に採用されるようになった。人間の尊厳としての生存権(経済的、社会的、職業的差別などの国家による保障)は資本主義社会では社会政策の目標として、社会主義国家では社会主義建設の目標として、いずれも**憲法の普遍的原理**として規定されるようになった。

平和憲法では、第 11 条に「基本的人権の性質と国民の基本的人権の享有」について規定し、19 条で思想、良心の自由。20 条で信教の自由と国の宗教活動の禁止。21 条は集会・結社・表現の自由。22 条では居住・移転・職業選択の自由。23 条学問の自由。25 条国民の生存権、国の社会保障的義務。26 条教育を受ける権利、義務教育。28 条勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権など、人権の保障について随所に掲げている。

憲法と教育基本法との関連で見ると

国家の教育権の否定

基本的人権としての教育を受ける権利の確立

教育は平和と民主主義、真理に基づいて行われなければならない

と規定しているし、憲法 26 条で

「総て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、**等しく教育を受ける権利を有する**。総て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。(教育基本法第 3 条総て国民は、等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならない) のであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。」と規定している。

憲法九条（平和憲法）＝戦争の放棄（反戦の誓い）＝

日本国憲法の前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることの無いようにする事を決意し、ここに**主権が国民に存する（ある）**ことを宣言し、この憲法を確定する。日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する事を確認する。(一部省略し要約)

憲法第九条は、

戦争放棄、戦力の非保持・交戦権の否認

「日本国民は、正義と秩序を基調とする**国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**。前項の目標を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

と規定している。

* 憲法は国家の最高法規であることを再認識しましょう。

改悪憲法はこの崇高な法規を無視し、国民やアジアの人々が悲惨な戦争による犠牲の結果得た「理想」を根こそぎ覆し、戦前の日本帝国主義と同じ道へと突き進もうとしているのである。

間宮陽介(京都大)は、「戦後レジーム(体制)からの脱却」を目指す安倍首相の改憲論は、「権

利ばかりを強調し義務を軽視する」としているが、「権利を持つ代わりに義務を果たせ」と言う交換であり、これは一種の「欽定（君主の命によって決める）憲法」であり、与える主が天皇でなく「自民党・保守的な靖国神社に繋がる人々」である。近代憲法は人が人として当然持つ権利を「憲法で確認」し、国民が「国家にその侵害をするな」と命令するものである。

その意味で改悪憲法は、彼らの持つ「国家主義、侵略戦争肯定」の特異な「価値観、歴史観」を国民に押し付ける手段としての性格が非常に強い。その先兵役が「教育基本法の改悪をはじめとする教育改革」である。「愛国心」など、情緒的性格の強い特異な価値観を、教育の面から固めて政治の問題に入っていくと言う道筋である。（赤旗新聞07.5.23）

*現在の自民・公明政権政党の主張と政策は「逆さ」に読み取ると、国民の立場からすれば最も分かりやすい気がしてならないが、これは私だけの幻想であろうか？

個人情報保護（個人情報の国家管理）法国民保護（国民の思想・行動監視）法、障害者自立（障害者切り捨て）法、介護保険・医療費自己負担（弱者切り捨て・棄民へ）改悪、改憲手続き（政権党の勝手な方向誘導と反対派の差別）等など・・・

高林志帆

「国会で憲法九条が改訂されると自衛隊の人道支援だけでなく戦闘地域へ派遣し血を流す事になる。政治家・官僚が危険地域へ行くときは自衛隊やガードマンが護るが弟が召集され戦場に派遣されれば、誰も護ってくれない。身内・親友が危険にさらされるのは嫌だ。（毎日新聞投書・大学生、07.6.1）

念願の同志会ホームページの再立ち上げができました。以下のアドレスにアクセスしてください。これから内容を充実させていきます。

<http://taiiku-doshikai.org/index.htm>

また、「たのスポ」のホームページに、山梨支部ニュースが載せられています。クリックしてみてください。

<http://homepage2.nifty.com/jimmy-i/>

<編集後記>

参議院議員選挙がおわり、民主党の一人勝ちの結果となりました。しかし、荒木先生の投稿を読んでいると、寄せ集め集団の民主党では今後の教育行政、憲法改正、格差社会等々、自民党とそれほど変わらないのではと、ますます心配です。今後も目を光らせていきましょう。

風林火山への投稿をぜひお願いします。（植松和浩）

TEL 0551(36)5030（21時まで）

メール trfmd350@ybb.ne.jp 又は trfmd350@yahoo.co.jp

次号予告

1. 学習会案内
2. 夏大会報告
3. 最近の話題
4. 各種研究会・大会案内
5. その他